

# ア ス ク

*Advise and Support Care services*

介護サービス相談サポートセンター  
福祉サービス第三者評価機関  
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 56

2015年4月10日

発行 特定非営利活動法人アスク  
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX : 0287-62-4310

E-mail : npo.asc@nasuinfo.or.jp

web : http://asc.nas.ne.jp/

## 評価調査者からのメッセージ

### かわいい小学生達を見て思うこと

松永一夫 (まつながかずお)

自宅に猫がいるため、家族でかわいい動物が主役？のテレビ番組をよく見るが、素直に楽しめるところがいい。ペットの動画も面白いが、無理に可愛らしく撮っているのが見え透いて、ちょっとどうかと思う作品も多い。白状すると、私は動物よりも子どもが出ているコマーシャルがもっと好きだ。(例えば○ントリーのダカラちゃん・麦ちゃん等々)

町で小学生達を見かけると、低学年生は小さく、5、6年生は結構大きいけどどの子もみなかわいい。自分が子どもの頃の、貧しく土ぼこりにまみれた子供達の記憶と比較してその違いに驚いている。

そんなかわいい小学生達と道で出くわす時、声を掛けるどころか、見つめることすら遠慮しなければならないことが残念でならない。こちらが一人である時などは、早々に彼らと反対の側に移動して、子ども達に前方に見えるオジサンが危害を加える意思の無いことを示しつつ通り過ぎるよう、気を使っているのだ。また車を運転中に、にわか雨に濡れて駆けていく女子学生を見かけても、車に載せて家まで送ってやることもできない。何とも淋しい時代ではないか。

団塊の世代とその前後の世代の人達は、経済成長による社会の進歩を信じつつ、そうは言ってもまずは自分の生活を豊かにすることに夢中になって頑張ってきた。教育システムもそのような世の流れに乗じ、競争に勝つ指導の技を競うことで売上を拡大してきた。いつの間にか「如何にお金を儲けるか」が最重要の価値基準となってしまう、皆がみなお金もうけに忙しく社会に最も重要なものを顧みないで来てしまった。こうなったのは、その時代を生きて来た私たちの責任だと思っている。しかし、国のリーダーを始めとするグローバル化一点張りの、人の話を聞かない大人達ばかりが主流の世の中だから、マネー中心主義は今後も続いていく。

私が所属していた海外支援NPOの日本人現地スタッフが、バングラデシュの子どもから『あなたは私達に支援してくれるけど、日本の子ども達も支援しているの？』と聞かれたと言っていた。日本の子ども達も自分と同じ様な状況にあると思って心配してくれたのだ。貧しい中でバングラデシュの子どもは他者への思いやりを育てている。子ども達にこそ希望があると思う。

下校時間に見回りパトロールをするシニアの方々がいる。知らないオジサンであっても、「見回り隊のおじさん」は安心だ。「見回りおじさん」は多くの子どもから挨拶されてとても嬉しそうだった。私も「地域の見守り」メンバーの一員であり、地域の子どもの達を守るために他にも色々な方法があるだろうと思っている。この度アスクの評価者調査者に加えて頂き社会的養護に接する機会を得ることができた。自分なりに何かできることを見つけて少しでも責任の一端を果たしていきたい。

(アスク福祉サービス評価調査者、中小企業診断士)

# 社会的養護関係施設の第三者評価事業について

アスク所属 評価調査者 舘野太一

アスクの取り組んでいる事業の一つに、社会的養護関係施設の福祉サービス第三者評価事業があり、平成24年度から26年度の3年間に渡り、栃木県内10か所の施設の第三者評価を行ってきました。27年度以降も、改訂された評価基準をもとに第三者評価事業に取り組むこととなりますが、この3年間の振り返りをしてみたいと思います。

## 1 社会的養護関係施設とは・・・

社会的養護とは、「保護者のない児童、被虐待児童など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う」ことです。そうした役割を担っているのが社会的養護関係施設と里親・ファミリーホームで、現在全国で約4万7千人の子どもたちが生活しています。

(1) 家庭養護として二つの制度があります。

(※児童数等のデータは、平成26年3月末現在)

①里親：登録里親が子どもを委託されて家庭における養育を行い、養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の4種類があります。(委託里親3560世帯・委託児童4636名)

②ファミリーホーム：複数の養育者(保育士等)が普通の民家において子どもの家庭養護を行います。児童定員5～6名(全国223か所に993名、栃木県内3か所)

(2) 施設養護として、6種類の施設があります。

(※児童数等のデータは、平成25年10月1日現在)

①乳児院：乳児、特に必要な場合は幼児を含む。

(全国131か所に3069名、県内3か所)

②児童養護施設：保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童、特に必要な場合は乳児を含む。(全国595か所に28831名、県内11か所)

③情緒障害児短期治療施設：軽度の情緒障害を有する児童。(全国38か所に1310名、県内1か所)

④児童自立支援施設：不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童。(全国58か所に1544名、県内県立1か所・国立1か所)

⑤母子生活支援施設：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童。(全国258か所に354世帯・児童5877名、県内3か所)

⑥自立援助ホーム：義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等。(全国113か所に430名、県内4か所)

## 2 福祉サービス第三者評価事業とは・・・

「福祉サービス第三者評価」は、施設等の事業者の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。その主な目的は、「事業所が自らの課題を把握し、事業所が行うサービスの質の向上に向けた取り組みを支援すること」「評価結果を公表することで、利用者に

有効な情報を提供すること」とされています。

第三者評価は、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構が認証した評価機関に所属している評価調査者が行い、対象となる事業者は、高齢者(特別養護老人ホーム他3種類)、障害者(障害者入所支援他3種類)、児童(保育所)、社会的養護(児童養護施設他5種類)となっています。

### 3 社会的養護関係施設に対する第三者評価受審の義務化

#### (1) 義務化されることになった経過及びその背景

施設等の事業者が第三者評価を受審するかどうかは、あくまでも任意（第三者評価を受けようと、事業者が自らの意思で評価機関と契約して実施するもの）であり、評価結果の公表も特に義務付けるものではありません。受審費用が自己負担となることもあり、第三者評価を受審する事業所は限られ、実績があまりないのが現状です。（栃木県では27年度から特別養護老人ホームと障害者施設に対する受審費用の補助が出るようになります。）

ただ、全国的に社会的養護関係施設において子どもへの虐待等の事件が数多く発生しており、栃木県でも、20年位前から施設職員による体罰や虐待・不適切な関わり等の事件が多く起きていました。そのため、県主管課（こども政策課）と社会的養護関係施設で協議して、各施設が自主的に第三者評価を受審することを決め、平成21年度から順次受審してきた経過があります。（ただし、義務化される前の第三者評価対象施設は、児童養護施設と乳児院だけとなっていました。）

厚生労働省は、平成23年度末に、社会的養護関係施設の種別毎の運営指針を作成し、指針をベースとした評価基準を設けて、全ての社会的養護関係施設（自立援助ホームを除く）に対して平成24年度から評価機関による第三者評価の受審を義務付けることにしました。その理由として、「社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度（児童相談所長が児童の施設入所先を決めること、一部施設は取扱いが異なる）であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした」となっています。

しかし、私は、「厚生労働省は、全国的に社会的養護関係施設職員による虐待等の事件防止のために数多くの通知・制度改正・児童福祉法改正等の手段を講じてきたものの、なかなか効果が上がらなかったことから、いよいよ第三者評価受審の義務化という制度を導入せざるを得なかった。」

と受け止めています。何らかの理由で家庭での養育を受けることができず施設等で生活しなければならない子どもたちに対し、本来安全・安心な生活を保障すべき施設等において職員による子どもの権利侵害事件（体罰や虐待・不適切な関わり）が絶えず起きているということは、それだけ社会的養護関係施設の抱える問題性が根深いということでもあります。

施設の運営や養育・支援の状況が一般社会から見えるように透明性を図り、社会的養護関係施設が本来目指すべき子どもの権利擁護と最善の利益を保障した運営や養育体制を構築していくという意味からも、今回の第三者評価の受審義務化ということは、まさにタイムリーで適切な施策であると思います。

#### (2) 義務化された第三者評価の主な内容

- ・受審：施設は、3年に1回以上第三者評価機関の評価を受けなければならない。

- ・評価基準：全国共通の第三者評価基準を使用。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能。

- ・評価機関：全国推進組織（全国社会福祉協議会）が認証した評価機関（全国で有効）。ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能。※アスクは栃木県唯一の全国認証評価機関

- ・調査方法：2名以上の評価者が1.5日以上施設を訪問し調査や聞き取り等を行うのが原則。

- ※アスクは、3人の評価者が、延べ3日間（宿泊を含む）の訪問調査を実施



ある児童養護施設で職員へのヒアリングを実施している様子。評価項目ひとつひとつについて、施設での実施状況を聞き取っている。この施設では各部署からリーダー職員が参加している。組織経営・運営に関する項目については、施設長、事務長等にヒアリングを実施する。

- ・利用者調査：利用者調査（入所児童へのアンケート調査）を実施する。※アスクは、職員アンケート及び児童への聞き取り調査も実施
- ・結果公表：全国推進組織が評価機関から報告を受け、評価結果をHP上で公表する。なお、都道

府県推進組織でも重ねて公表可能。

- ・自己評価：施設は、毎年度自己評価を行い、その結果を公表しなければならない。
- ・受審費用：1施設1回当たり、30万8千円を上限とする受審費用の補助制度を設けた。

#### 4 第三者評価の実施状況は・・・

##### (1) 実際の評価方法

評価項目は施設の種別により98項目～80項目となっていて、評価項目ごとに三段階の評点(a・b・c)をつけ、数項目毎にまとめて所見(評価が高い点、改善が求められる点)を書き、総評として特に評価が高い点と改善が求められる点を3項目程度ずつ取り上げる。」というのが基本となっています。評価機関はこの評価結果を施設に報告すると共に推進組織に送り、それを推進組織がHP上で公表しています。(各施設の評価結果は、全社協及び県推進機構のHPで公表されていますので、ぜひご覧になってください。)

全国社会福祉協議会HP  
<http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>  
 とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構HP  
<http://www.tfhs.jp/>

##### (2) 受審状況

27年2月下旬の全社協主催第三者評価継続研修において、厚労省専門官から「この3か年で、全国の社会的養護関係施設の全てが26年度末までに受審を完了することとなった。」という報告がありました。厚労省としても、受審に向けて各都道府県主管課にかなり強く働きかけたようで、当然栃木県でも23か所全ての施設が受審しています。

#### 5 実施による効果は・・・

私が評価を担当した7施設の中には、受審が初めての施設もあれば二度目の施設もありました。初めての施設は、外部の人間が関わってくるということへの戸惑いや警戒が大なり小なりあり、また自己評価票作成への取り組み方が十分理解できず、修正して再提出してもらったケースもありました。二度目となる施設も、前回と異なる評価基準での取り組みになったため、多少の理解不足がありました。

組みへのアドバイス、生活場面観察、評価調査者の訪問調査・聞き取りや双方の意見交換、評価結果のとりまとめの議論等を行ってきましたが、施設職員は多忙な業務を抱えているにも関わらず、一生懸命に評価作業に取り組んでくれたという印象を受けています。また、職員が評価の取り組みの過程で自分たちの施設の優れているところや課題等について気付き、評価結果報告書の説明で再確認し、今後の運営改善に意欲的に取り組んでいきたいという前向きな姿勢を持っていることを感じられたことは、大きな収穫だったと思っています。

評価するに当たっては、施設に対して、評価についての事前説明、実際の自己評価作業の取り

#### 6 実施状況から見えた課題は・・・

##### (1) 施設の自己評価結果(評点)のばらつきが大きい

評価基準の評点の考え方は、以下のようになっています。

- a：より良い福祉サービスの水準・状態。質の向上を目指す際に目安とする状態(施設運営指針に挙げられている目指すべき状態)

b：「a」に至らない状況＝多くの施設・事業所の状態。「a」に向けた取り組みの余地がある状態

c：「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

実際の施設の自己評価票の評点ですが、自分たちの運営・養育状況を振り返ってまだまだ課題が

あると考えて、「a」が少なく「b」や「c」が多い施設がありました。また、一方で自分たちの施設は十分出来ているという考えから、「a」が比較的多い施設も見受けられました。施設によって実際に運営レベルの違いや評価基準の理解度の差、どこに視点をおいて評価したのか等の違いがあったのだと思いますが、いずれにしても、施設の自己評価と我々評価調査者の評価との間でそれほど大きな隔たりはありませんでした。各施設の職員が、自分の施設の現在の運営や養育・支援の状況をしっかりと見据え、適切に自己評価したのだと思います。

ただ、全国の施設の評価結果報告書を眺めると、ほとんどの評点が「a」という施設が見受けられます。実際に、ハイレベルの運営や養育・支援を行っている施設もあると思いますが、そのような施設でもまだ十分でない点や課題等は抱えているのではないのでしょうか。この制度の趣旨からいえば、「施設は現状に甘んじることなく謙虚な姿勢で自己評価し、評価機関は評価基準に則り適切な評価を行い、評価結果を受けて施設では自らの課題をしっかりと把握して改善への取り組みを展開していく」という考え方が、施設にも評価機関にも必要ではないかと思えます。

**(2) 評価機関によって、評価結果の数項目毎の評価所見と総評の書き方・内容にばらつきが大きい**

評価機関によって、所見や総評の欄に評価できる点と改善点等について具体的にしっかり書き込んでいるところもあれば、ほんの2～3行で抽象的にしか書いていないところもあるなど、大きなばらつきがあります。明確な表記基準が示されていないことも要因の一つだと思いますが、評価機関の考え方や姿勢の違いもあると思います。評価を受ける施設側とすれば、具体的でより踏み込んだ内容の評価所見を望んでいると思うので、表記方法や内容についての標準化が求められるところだと思います。

**(3) 評価機関（評価調査者）の施設に対する理解度が十分でない**

社会的養護関係施設がどういうものかということをもっと理解することが評価の大前提になるわけで、長時間に渡り密度の濃い研修を受けてきた評価調査者ですが、果たして的確で適正な評価ができていないのでしょうか。養育・支援の専門家として知識と経験の豊富な施設職員から、「施設の実態をよく見てもらい、適切な評価をしてください」と、評価機関を信頼してもらえるような評価をすることができたかどうか、評価機関は振り返ることが必要です。我々評価調査者が各自で自己研鑽に励むことはもちろんのことですが、評価機関としてもスタッフの質の向上を目指した研修体制の整備が不可欠であると思います。

## 7 今後の見通し・・・

平成27年度から29年度の3年間の第三者評価事業に向けて、評価基準等の見直しが行われました。評価項目の内容が見直されて項目数が少なくなり、項目毎の「着眼点」の整理統合がなされ、「評価基準の考え方と評価の留意点」が理解しやすい内容になりました。また、評価結果報告書の様式が変わり、数項目をまとめた評価所見から項目毎に評点の根拠を表記することになりました。

これからも、社会的養護関係施設の第三者評価受審の義務化は継続していくことと思いますが、こうした取り組みによって施設の運営や養育

・支援が改善され、充実していくことを大いに期待すると共に、職員による子どもへの虐待や不適切な関わりが根絶されることを願わずにはられません。今後は、社会的養護関係施設だけでなく、児童領域（保育所は、平成27年度から5年に1回以上の受審が義務化されるようです）、高齢者領域、障害者領域でも、より良い保育・ケア・養育・支援を目指して各施設・事業所の第三者評価受審の義務化が図られていく流れとなるでしょうし、是非そうなって欲しいと願っています。

（アスク評価調査者、元社会的養護関係施設施設長、  
児童自立支援専門員）



## 明日の子供たち

有川 浩 著

幻冬舎 刊

1600円 (+税)

2014年8月10日 発行

有川 浩 (ありかわひろ) 1972年高知県生まれ。『塩の街』で電撃小説大賞《大賞》を受賞し、2004年デビュー。映像化された作品も多く、幅広い世代から支持を集めている。また俳優の阿部丈二と演劇ユニット“スカイロケット”を結成し、演劇の世界へも挑戦の幅を広げている。『塩の街』と『空の中』『海の底』(角川文庫)からなる自衛隊三部作、『図書館戦争』シリーズ(角川文庫、漫画版:白泉社)をはじめ、『阪急電車』『植物図鑑』『空飛ぶ広報室』(幻冬舎)『旅猫リポート』(文藝春秋)など著作多数。

このところ、タイガーマスク現象の報道やテレビドラマ「明日、ママがいない」の放送等によって、児童養護施設に関して見聞きすることが多くなっています。また、栃木県内でも、『児童養護施設の子どもたちに社会で役立つ技術を習得してもらうためのボランティアグループ「短足おじさんの会」が、3月3日に宇都宮市役所で設立記者会見を行った』ことが報道されました。

この小説は、児童養護施設が舞台で、主な登場人物は、やる気は人一倍だけど失敗ばかりの転職組新任男性職員、愛想はないが涙もろい3年目の保育士、理論派の熱血ベテラン男性指導員、聞き分けの良い「問題のない子」と言われる16歳の女子高校生、大人より大人びている17歳の男子高校生となっています。施設での生活の様子や様々な人間関係・行動上の問題等も描かれていますが、高校生の進路問題そして施設の外に設けられた子どもの居場所の確保の問題が大きなテーマとなっています。現実の児童養護施設では、予算的裏付けがなされたことから高校進学は当たり前になってきましたが、大学進学についてはほとんど公的支援がないことからなかなか難しいのが現状です。この本の中でも、「大学進学はさせてやり

たいが、経済的に行き詰る可能性が高いことから、大学進学には否定的、だけど蔭では奨学金制度等を調べ尽くしている」ベテラン指導員が登場します。また、施設の外に子どもが安らぐことができる居場所ができたけど、存続が難しくなったことに激しく反発する女子高校生の姿などが描かれています。どちらかという、センセーショナルに施設が取り上げられることが多い中で、この本はしっかりと正面から施設の実態や課題等に向き合い、将来に希望を持たせる内容が展開されていて好感が持てます。

この本が出来上がる背景には、実際に施設で生活している女子高校生が、著者に「児童養護施設の子どもたちのことをきちんと描いてください」という手紙を送り、著者がその意を受けて施設に通い綿密な取材をして出来上がったというエピソードがあります。主な登場人物以外にも、とても魅力的な女性園長も出てきます。ぜひ、このハートウオーミングな本に触れていただき、「施設の子はかわいそうと思われたくない」と健気に精一杯生きている施設の子どもたちに、エールを送ってもらえればと思っています。(T・T)

## アスクの活動から

《地域密着型サービス外部評価》WAM NET (<http://www.wam.go.jp/>) に評価結果公表

- ・GHピオニー、こころ黒羽、おおたわらマロニエホーム (大田原市)、アベーテ (那珂川町)、かけはし (日光市)、あかり、ヴィエント (矢板市)、ホームタウン上河内 (宇都宮市)、まつばら荘 (那須塩原市)
- ・小規模多機能コープの家双葉2丁目、ホームタウン上河内 (宇都宮市)、さくら荘、さくらハウス、まつばら荘、マリモの家 (那須塩原市)、ひなたぼっこ、みずばしょう (大田原市)、あかとんぼ (矢板市)、ひだまり (那珂川町)

家族介護者のみなさん、あなたのため息を吐き出してください！

### 母との暮らし

2012・6・9午後、風呂に入っていた母の足が萎えて浴槽から出られなくなった。夫は留守だったので、私ひとりで大格闘の末1時間半かかってやっと母を引っ張りだした。しばらく休んだら杖をついて歩くことができ、食欲もあった。それからたびたび倒れるようになり、自力では起き上がれない。丁度近くに開設した小規模多機能型居宅介護事業所を利用することになり始めは自宅での入浴介助と家人が留守の時に倒れた時の緊急支援だったが、自宅での入浴が困難になり、小規模多機能の機械浴を利用することになりデイにも通うようになったが、母の不信感が強く馴染めなかった。

その頃から飲食が困難になり、意識も混濁、体も硬直、車椅子で座位が保てなかった。主治医に診せても母の症状と向きあわず、すぐ紹介状を書いて大きな病院に回そうとした。便秘から下血したことで検査入院した時に、点滴を続けると意識の混濁もなくなり、座ったり歩いたりできるようになると気づいた。けれど元気になってもまた飲食できなくなり、2ヶ月毎に頼み込んで入院させてもらった。点滴すると元気になるけれど原因はわからなかった。

3回目の入院の後胃瘻を勧められたが、断ったので今後は入院は受け入れてもらえないだろうと思った。こんな点滴入院のためにこの病院はあるのではないと言われていたから。今度飲食できなくなったらそのまま自宅で看取ろうと決意し、訪問看護と契約し主治医も変えた。新しい主治医の1回目の診察の血液検査の結果、カルシウム値が高いので骨粗鬆症の薬を止めるよう言われたが、新しい進展も期待しなかった。2ヶ月後に飲食できなくなるだろうから、今度はそのまま自宅でゆっくり枯れていくのを見守ろう、夏まではもたないだろう、9月の米寿の祝いはできないなあ、など考えていた。

ところが、3ヶ月経っても一向に食欲は落ちず、むしろよく食べていた。看護師さんに教わった筋トレを真面目に続けるうちに、立てるようになり、杖と手すりでするようになり、今は杖だけで歩けるようになった。元気になってやったことはサプリを注文することだった。嫌うので私の前では飲まないがかなり多量飲んでいいる。具合が悪かった時はサプリを止めていたので足のむくみもなかった。母の体の諸悪の根源はサプリの飲み過ぎにあるのではと私は疑っている。

母が元気になった今考えることは、今後の母と私の暮らし方についてだ。私は母と距離が欲しい。今母は私の都合に合わせ、私に迷惑かけないよう週6日デイに通い、8～10日宿泊する。「私はひとりでも生きていける、ひとりでも寂しくない」と言っていた母は、自分の意志でサービスを選び、主体的に暮らしたいと本心では思っていないだろうか。一番あって欲しくないことは、最後の時になって「私はこんな生活を望んでなかった、みんな娘が決めてしまった」と言われることだ。母と私、お互いにとってよい距離をとり暮らす方法を見つけたいと考える毎日だ。

《福祉サービス第三者評価》とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構HP <http://www.tfhs.jp/>

・七合保育園（那須烏山市）、なべかけ保育園（那須塩原市）、松原保育園（宇都宮市）

《社会的養護関係施設第三者評価》

全国社会福祉協議会HP <http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>

・児童養護施設「あかつき寮」（真岡市）、児童養護施設「アリスとテレス」（野木町）、  
児童自立支援施設「栃木県那須学園」（矢板市）

## アスク定期総会および公開学習会のお知らせ

### アスク定期総会

日時：2015年5月10日（日）10：30～12：30

会場：那須塩原市いきいきふれあいセンター 2階 会議室

（桜町1-5 TEL 0287-60-1115）

- 議 事：（1）2014年度事業報告・決算報告・会計監査報告  
（2）2015年度事業計画案・予算案  
（3）定款変更  
（4）その他・意見交換

参 加：正会員には別紙の案内状を送付します。添付のはがきにて出欠の返事と  
欠席の場合には委任状への署名・捺印をお願いします。  
賛助会員もどうぞご参加ください。

### アスク公開学習会

#### 障がい者の暮らしを支え、ともに生きる社会とは ～栃木県と県内自治体の障害福祉計画を検証する～

障害者総合支援法では、障害福祉サービスの適正な給付の実施のために障害福祉サービス及び相談支援の確保に関する基本的事項を障害福祉計画として市町村において定めることとされています。4月から障害福祉計画（H27年度～H29年度）が実施されますが、栃木県と県内市町の計画は障害福祉サービス等の必要量を的確に見込むとともに、その確保のための方策を定め、提供方法の計画的な整備が図られているのでしょうか。障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指すことを理念として掲げている市町村計画もありますが、それに見合った計画となっているのでしょうか。以上の視点で、栃木県と県内自治体の障害福祉計画を検証し、「障がい者の暮らしを支え、ともに生きる社会」をつくるために障害福祉計画はどうあるべきかを学びます。

日時：2015年5月10日（日）13：30～15：30

会場：那須塩原市 いきいきふれあいセンター 3階 視聴覚室

講師：檜山光治さん（栃木県社会福祉士会会長）

定員：70名

主催：特定非営利活動法人アスク

申込先：特定非営利活動法人アスク TEL/FAX：0287-62-4310

E-mail：npo.asc@nasuinfo.or.jp

\*資料の準備がありますので**必ず参加申込み**をしてください。

寄稿  
歓迎

- ◆次号のニュースレターは7月発行予定です。読者からの情報や投稿を歓迎いたします。
- ◆書籍紹介欄に取り上げるのにふさわしい書籍をご紹介下さい。新本、旧本を問いません。400～800字程度の紹介文を付けていただくとありがたいです。
- ◆原稿はニュースレター発行元へ、6月末までにメール又はFAXでお送り下さい。